

昭和三十一年運輸省令第三号

自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則
自動車損害賠償保障法施行令第二十二條第三項
の規定に基き、自動車損害賠償保障事業業務委託
契約準則を次のように定める。

(この省令の適用)

第一条 自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十
年政令第二百八十六号。以下「令」という。)
第二十二條第三項の規定による自動車損害賠償
保障事業の業務の委託契約に関する準則は、こ
の省令の定めるところによる。

(委託する業務の範囲)

第二条 政府は、令第二十二條第一項の規定に基
づき、この準則に従い、損害の填補額の支払の
請求の受理、填補すべき損害額に関する調査、
損害の填補額の支払その他自動車損害賠償保障
法(昭和三十年法律第九十七号。以下「法」と
いう。)第七十二條第一項第一号又は第二号の
規定による業務のうち損害の填補額の決定以外
のものを、保険会社又は組合に委託する。

(損害のてん補の請求書の送付)

第三条 保険会社又は組合は、損害のてん補の請
求書を受領したときは、遅滞なく、てん補すべ
き損害額に関する調査書を添えて国土交通大臣
に送付するものとする。

(損害のてん補額の決定)

第四条 国土交通大臣は、前条の損害のてん補の
請求書の送付を受けたときは、遅滞なく、損害
のてん補額を決定し、保険会社又は組合に通知
するものとする。

(損害のてん補額の支払)

第五条 保険会社又は組合は、前条の通知を受け
たときは、直ちに、損害のてん補の請求をした
者(以下「請求者」という。)に同条の規定に
より決定された損害のてん補額を支払うものと
する。

2 国土交通大臣は、前項の規定により支払われ
た損害のてん補額を、一月ごとに取りまとめ
て、遅滞なく、保険会社又は組合に支払うもの
とする。

第六条から第八条まで 削除

第九条 保険会社又は組合に対する委託費の支払
は、一年ごとに、取りまとめて行うものとな
る。

2 前項の一年は、毎年二月から翌年一月までの
期間とする。

3 委託費の支払は、前項の期間の経過後、遅滞
なく、行うものとする。

(委託費の金額)

第十条 委託費の金額は、一年につき、第二条の
規定により保険会社又は組合が行う業務に要す
る費用を勘案して国土交通大臣が告示で定める
額に、前条第二項の期間における当該保険会社
又は組合における損害のてん補の請求書の受理
件数を乗じて算出した金額とする。ただし、そ
の総額は、予算で定められた金額を越えること
ができない。

(通知)

第十一条 保険会社又は組合は、政府が法第七十
二條第一項第一号の規定により損害の填補額の
支払をした場合において、損害賠償の責任を有
する者が明らかになつたときは、遅滞なく、次
の事項を国土交通大臣に通知するものとする。
一 損害賠償の責任を有する者及び請求者の氏
名及び住所並びに第五条第一項の支払をし
た日
二 当該自動車の自動車登録番号若しくは車両
番号、標識(地方税法(昭和二十五年法律第
二百二十六号)第四百六十三條の十八第三項
(同法第一條第二項において準用する場合を
含む。)に規定する標識をいう。)の番号又は
道路交通に関する条約の規定による登録番号
(これらが存しない場合にあつては、車台番
号)

三 当該自動車に係る保険会社又は組合の名称
及び自動車損害賠償責任保険証明書番号又は
自動車損害賠償責任共済証明書番号
(報告等)

第十二條 国土交通大臣は、保険会社又は組合に
対して、委託した業務に関し、報告又は帳簿書
類の閲覧を求めることができる。

(委託契約の解除)

第十三條 国土交通大臣又は保険会社若しくは組
合は、委託契約を解除しようとするときは、少
くとも六箇月前までに相手方に通知するものと
する。

第十四條 国土交通大臣は、保険会社又は組合が
委託契約に基く義務に違反し、又は第十二條の
規定による報告をせず、若しくは閲覧を拒んだ
ときは、この委託契約を直ちに解除することが
できる。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十
一年二月一日から適用する。

附 則 (昭和三十四年二月四日運輸省令第
二号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和三十
三年二月一日から適用する。

附 則 (昭和三十五年一月三〇日運輸省令
第一号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十六年二月一日運輸省令
第六号) 抄
この省令は、公布の日から施行し、昭和三十
六年二月一日から適用する。

附 則 (昭和三十八年一月三十一日運輸省令
第一号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年九月五日運輸省令第
六五号)
この省令は、昭和三十九年九月六日から施行
する。

附 則 (昭和四〇年一月三〇日運輸省令
第一号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年九月二八日運輸省令
第五〇号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年三月九日運輸省令第
二号) 抄
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十
三年二月一日から適用する。

附 則 (昭和四八年三月三十一日運輸省令
第一〇号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。ただ
し、別表の改正規定は、昭和四十八年二月一日
から適用する。

附 則 (昭和五〇年三月二九日運輸省令
第二号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
一年二月一日から適用する。

2 委託費の総額のうち昭和四十八年十一月三十
日以前において納付又は繰入れの理由が発生し
た自動車損害賠償保障事業賦課金の金額又は自
動車損害賠償保障事業賦課金相当額の繰入金
の金額に係る部分の算出については、なお従前
の例による。

附 則 (昭和五八年三月二八日運輸省令
第一三号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

2 委託費の総額のうち昭和五十三年六月三十日
以前において納付又は繰入れの理由が発生した
自動車損害賠償保障事業賦課金の金額又は自動
車損害賠償保障事業賦課金相当額の繰入金
の金額に係る部分の算出については、なお従前
の例による。

附 則 (昭和六一年三月二六日運輸省令
第四号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和六十
一年二月一日から適用する。

2 委託費の総額のうち昭和六十年四月十四日以
前において納付又は繰入れの理由が発生した自
動車損害賠償保障事業賦課金の金額又は自動
車損害賠償保障事業賦課金相当額の繰入金
の金額に係る部分の算出については、なお従前
の例による。

附 則 (平成二年一月三十一日運輸省令第
二号)
この省令は、公布の日から施行する。

2 委託費の総額のうち平成元年二月及び三月に
おける損害のてん補の請求書の受理件数に係る
部分の算出については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年三月二五日運輸省令第
八号)
この省令は、公布の日から施行し、平成四年
二月一日から適用する。

2 委託費の総額のうち平成三年三月三十一日以
前において納付又は繰入れの理由が発生した自
動車損害賠償保障事業賦課金の金額又は自動
車損害賠償保障事業賦課金相当額の繰入金
の金額に係る部分の算出については、なお従前
の例による。

附 則 (平成六年三月二四日運輸省令第
六号)
この省令は、公布の日から施行し、平成六年
二月一日から適用する。

2 委託費の総額のうち平成五年三月三十一日以
前において納付又は繰入れの理由が発生した自
動車損害賠償保障事業賦課金の金額又は自動
車損害賠償保障事業賦課金相当額の繰入金
の金額に係る部分の算出については、なお従前
の例による。

附 則 (平成一〇年三月二六日運輸省令
第一一〇号) (施行期日)
この省令は、公布の日から施行し、平成十年
二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
八年二月一日から適用する。

(保険料率及び共済掛金率の変更に伴う経過措置)

2 委託費の総額のうち平成九年四月三十日以前において納付又は繰入れの理由が発生した自動車損害賠償保障事業賦課金の金額又は自動車損害賠償保障事業賦課金の繰入金金額に係る部分の算出についての別表の規定の適用については、同表中「0.2732」とあるのは、「0.1856×(105/103)」とする。

(消費税の税率の変更に伴う経過措置)

3 委託費の金額のうち平成九年二月及び三月における損害のてん補の請求書の受理件数に係る部分の算出についての別表及び前項の規定の適用については、同表中「0.2732」とあるのは、「0.2732×(103/105)」と、同項中「0.1856×(105/103)」とあるのは「0.1856」とする。

附 則 (平成二二年一月二九日運輸省令第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年二月二日国土交通省令第一四九号) 抄

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二六日国土交通省令第三五号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十五年二月一日から適用する。

(経過措置)

2 委託費の総額のうち平成十四年三月三十一日以前において納付又は繰入れの理由が発生した自動車損害賠償保障事業賦課金の金額又は自動車損害賠償保障事業賦課金の繰入金金額に係る部分の算出についての附則第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年三月二九日国土交通省令第一八号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十八年二月一日から適用する。

(経過措置)

2 委託費の総額のうち平成十七年三月三十一日以前において納付又は繰入れの理由が発生した

自動車損害賠償保障事業賦課金の金額又は自動車損害賠償保障事業賦課金の繰入金金額に係る部分の算出についての自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則附則第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年三月三一日国土交通省令第一二号)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月二五日国土交通省令第八号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年二月一日から適用する。

(経過措置)

2 委託費の総額のうち平成二十年三月三十一日以前において納付又は繰入れの理由が発生した自動車損害賠償保障事業賦課金の金額又は自動車損害賠償保障事業賦課金の繰入金金額に係る部分の算出については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年八月二四日国土交通省令第六五号)

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年二月一日以後に締結された委託契約について適用する。

附 則 (令和元年九月一〇日国土交通省令第三三号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、地方税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日(令和元年十月一日)から施行する。

附 則 (令和五年三月三一日国土交通省令第一六号)

この省令は、令和五年四月一日から施行する。